

住民主体による助け合いサービス事業 補助金のご案内

富津市では、高齢者に対して次の助け合いサービスを提供する地域団体に対し、補助金を交付いたします。

補助対象となる助け合いサービス



①訪問による日常生活支援サービス

...高齢者の自宅において、掃除、電球交換など日常生活上の困りごとに対する生活支援

②移動支援型のサービス

...通院の送迎前後の付き添いなど、高齢者の移動を支援

③通いの場を提供するサービス

...高齢者に対し、通いの場においてレクリエーション等を提供

応募要件

要支援等の認定を受けている方を含む65歳以上の方に対し、上記助け合いサービスを提供する団体

★サービスを提供する担い手が5名以上いること

★地域住民による無償または有償ボランティア活動であること

※サービス提供範囲、利用者負担の有無は問いません（団体で決めてください）

補助金の金額（年額）

★開設補助費... 5万円※1回限り

★運営補助費...介護予防ケアマネジメントCに位置づけられた助け合いサービスを提供した利用者1人当たり月額1万円

※年間上限は1団体当たり12万円

お問い合わせ・申し込み先

富津市役所 介護福祉課 高齢者支援係

TEL:0439-80-1300 FAX:0439-80-1323

MAIL: mb016@city.futtsu.chiba.jp